

第4節

環境との共生

1. 公園・緑地等の状況 ～水と緑のネットワークの構築～

首都圏においては、既成市街地を中心に、緑の減少、野生動物生息環境の悪化等が大きな課題となっている。このため、自然と人間の共生する緑豊かな都市空間の形成、豊かさを実感できる生活環境の形成実現のため、平成14年度に、公園、河川等において自然環境の保全・再生を図る事業を新たに創設¹⁾する等、引き続き水と緑のネットワークの構築等による自然環境の保全・再生・創出に係る以下のような取組が行われている。

(公的機関による一体的な取組)

①公園、河川等の一体的な整備

都市域における緑地の保全、川沿いの緑の整備や公園と河川の一体的な整備（逆川緑地等）による水と緑のネットワーク化とともに、市街地に隣接した山麓斜面への樹林帯の整備等を通じ、魅力的な都市空間への再生が行われている。

逆川緑地（水戸市）



②河川、沿岸域、緑地における自然再生

河川、沿岸域において、蛇行河川の復元（荒川等）や湿地の再生（渡良瀬遊水池等）、干潟・藻場の保全・再生（谷津干潟等）とともに、都市等において、多様な生物の生息・生育基盤となる良好な緑地（丹後堰公園等）の整備が行われている。

丹後堰公園（千葉市）

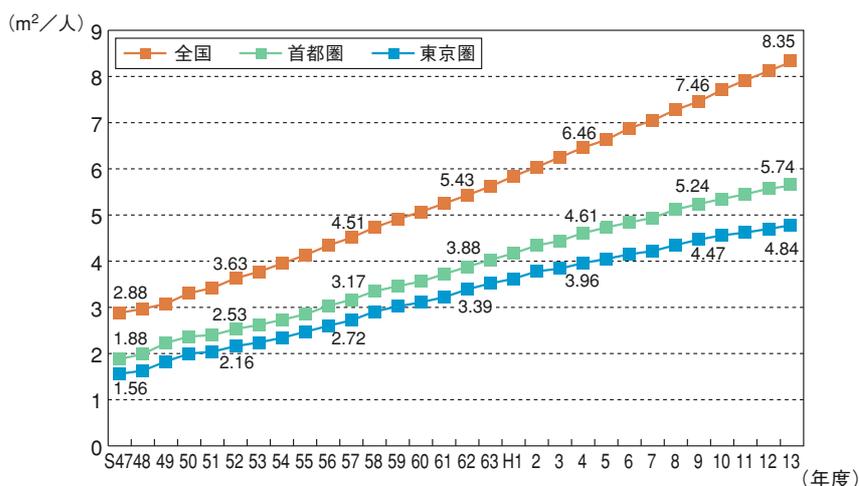


③都市公園の整備

都市公園については、首都圏における1人当たり公園面積5.74m²（平成13年度末）と着実に増加しているものの、東京特別区（3.12m²）、川崎市（3.58m²）等、既成市街地や人口・諸機能の集積が著しい地域では、海外諸都市と比べ依然として低い水準にあり、一層の整備が求められている（図1、表1）。

1) 自然再生緑地整備事業：都市において、樹林地や湿地、干潟の再生・創出等、生物多様性の確保に資する良好な緑地の整備を積極的に推進するため、自然環境の再生に関する基本方針や事業区域、事業手法、再生する自然環境の維持管理方法等を策定する事業計画について調査費補助等を行う。

図1 1人当たり都市公園面積の推移



資料（図1及び表1）：国土交通省都市・地域整備局調べ

(多様な主体による緑地の保全、緑化の推進)

都市に残された貴重な緑地の保全、緑化の推進のためには、国、地方公共団体の取組のみならず、緑地保全地区や市民緑地の管理及び民有地の緑化の推進等を始めとした、NPO、地域住民の協力等の多様な主体による取組が不可欠である。

首都圏においては、緑地保全地区（平成13年度末、72地区、364.6ha（前年比6.6ha増））の指定、市民緑地（平成13年度末、84地区、26.1ha（前年比1.7ha増）、表2）の締結等を通じ、土地所有者等市民の協力を得ながら緑地の保全措置が講じられている。

また、都市における良好な自然的環境の創出を図るため、建築物の屋上、空地その他の屋外での緑化施設の整備への支援を行う制度²⁾が設けられ、東京都港区の民間企業等で実施されている（平成14年度末、4件）。

表1 主要都市における都市公園整備状況

都県名 都市名	1人当たりの公園面積 (㎡/人) H14.3.31現在
東京都	6.79
特別区	3.12
神奈川県	4.53
横浜市	4.44
川崎市	3.58
千葉県	5.32
千葉市	8.70
埼玉県	5.54
茨城県	7.52
栃木県	11.72
群馬県	11.63
山梨県	8.50

(参考：国際比較)
海外諸都市の公園状況 (㎡/人)

ロンドン	26.9 (H9年度)
ベルリン	27.4 (H7年度)
パリ	11.8 (H6年度)
ニューヨーク	29.3 (H9年度)

表2 首都圏における市民緑地の契約締結状況

	平成11年度末			平成12年度末			平成13年度末		
	都市数	地区数	面積 (m²)	都市数	地区数	面積 (m²)	都市数	地区数	面積 (m²)
茨城県	1	1	11,000	1	1	11,000	1	1	11,000
埼玉県	7	8	42,675	9	16	72,237	9	20	93,132
千葉県	3	7	77,504	3	7	73,045	3	7	69,791
東京都	5	42	66,424	5	49	72,521	6	51	71,336
神奈川県	1	3	10,865	2	4	14,757	2	5	15,773
首都圏計	17	61	208,468	20	77	243,560	21	84	261,032

資料：国土交通省都市・地域整備局資料により国土交通省国土計画局作成

2) 緑化施設整備計画認定制度：緑化の推進を重点的に図るべき地区として定められた地区内の建築物の敷地内（当該建築物の屋上、空地その他の屋外に限る。）において緑化施設を整備しようとする者は、整備する緑化施設の概要等を記載した緑化施設整備計画を作成し、一定の基準（敷地面積1,000㎡以上、緑化率20%以上等）に適合する場合には、市町村長が認定することができる。